

自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」における
地域振興商品券「サイクルポイント」加盟店募集について

地域振興商品券「サイクルポイント」について

■概要

2017年10月15日（日）に開催する自転車耐久レース「かすみがうらエンデューロ」において、1,000名を超える参加者に対し、成績・周回数に応じて、地域振興商品券「サイクルポイント」を進呈します。

昨今自転車人気の高まりとともに、自転車大会への出場を契機に、市外、県外から訪れるたくさんの方に、地域の特産品や飲食店への来店・購入を促進することを目的とし、自転車で走った距離の分を地域振興商品券「サイクルポイント」へと換算し、走った地域の魅力が詰まった産品や商品の購入にあてることができるというものです。

については、地域振興商品券「サイクルポイント」への加盟店を募集いたします。

■地域振興商品券「サイクルポイント」の付与について

本自転車耐久レース大会は、1周4.8kmのコースを5時間で何周回できるかをチーム毎に競い合う大会です。

当大会では、参加者が走った周回数に応じた地域振興商品券を、参加チームに付与いたします。

レース終了後、周回数に応じた商品券を参加選手に贈呈し、サイクルポイント加盟店舗での使用を斡旋いたします。

例) 16周以上したチームの場合：1人＝500円分の商品券を進呈

<商品券イメージ>



■地域振興商品券「サイクルポイント」の使用について

サイクルポイントを受け取った選手は、加盟店舗の店頭で商品券を提示しますので、店頭ではそれを金券としてお受け取りいただき、提示金額分の商品をご提供ください。

■地域振興商品券「サイクルポイント」使用分の精算・お支払について

加盟店舗で商品と引き換えていただいた「商品券」は、後日大会側へご請求書をお送りいただく際、同封にてお送りください。ご請求いただきましたら、原則発行月の翌月末にお支払いいたします。

加盟店の応募について

■応募条件

- ・すみみがうら市内で登記をおこなっていること
- ・かすみがうら市内で営業許可を得ていること
- ・かすみがうら市ならではの産品や郷土品を取り扱う飲食販売店、土産物屋であること
- ・今後、かすみがうらエンデューロのPRにご協力いただけること（例）ポスターの店内掲載など

■応募の制限

本募集要項公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- 2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。
- 3) 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理を命ぜられている者。
- 4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- 5) 応募申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- 6) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- 7) 直近 1 年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者。

■応募の方法

別記の「応募申請書」に必要事項を記入の上、

■注意事項

- ・当イベントは16時頃まで歩崎公園にて行っています。その後、参加者が立ち寄れる営業時間であるか、10月15日（日）のみ営業時間を拡大していただくようご協力お願いします。

■スケジュール（予定ですので、変更になる場合があります）

9月29日（金） 加盟店募集締め切り

10月 6日（金）頃 大会当日の商品券利用の方法についてのご案内をお送りいたします。

10月 15日（日） 大会当日

■お問い合わせ

かすみがうらエンデューロ事務局（ルーツ・スポーツ・ジャパン内）

担当：増田（ますだ）

Tel：03-3354-3900